

労働者派遣事業に関する情報公開について

株式会社アイ・エフ・ティ

労働者派遣法第23条第5項、施行規則第18条の2に則り、労働者派遣事業に関する情報を下記に公開いたします。

- 対象期間： 2020年8月1日 ～ 2021年7月31日
■派遣元事業主： 株式会社アイ・エフ・ティ

派遣料金の平均額	¥32,437-
派遣労働者の平均賃金	¥18,572-
マージン率	42.7%

- 1日の平均派遣労働者人数： 4名
■派遣先の実績： 6社 7事業所
■教育訓練に関する事項： 入社時の新人研修、Pマーク・ISMS研修のほか、業務習熟度に応じてeラーニングを利用した研修を実施
■福利厚生に関する事項： 社会保険、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、有給休暇制度、定期健康診断（年）
■労働者派遣法30条の4第1号の労使協定の締結の有無： 有
・労使協定の有効期間： 2021年4月6日 ～ 2022年4月5日
・対象となる労働者の範囲： IT技術業務に従事する従業員
■キャリアコンサルティングの相談窓口 / tel：03-3340-1073（担当：大浦、王、富樫）

※マージンには次の項目が含まれます。

- ・社会保険料、労働保険料（会社負担分）
- ・賞与引当金（通常年2回支給される賞与に関わる引当金）
- ・有給休暇費用（有給休暇取得時の引当分として※派遣先への料金請求ができないため）
- ・会社運営費用（健康診断費用、人材募集費用、事務所賃料や、通信費をはじめとする諸費用）
- ・営業利益等（労働者派遣の料金から労働者の賃金、上記費用を差し引いた利益）

※マージン率とは

派遣先より株式会社アイ・エフ・ティに支払われる派遣料金の中から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた値がマージン率です。

※労働者派遣事業に従事する弊社スタッフは、原則として正社員（無期雇用）です。

日付: 2022年2月22日

株式会社アイ・エフ・ティ

派遣労働者受入期間の延長について

派遣労働者受入期間を延長するにあたり、過半数労働者代表に対し、労働者派遣法第40条の2第4項により、下記のとおり意見聴取を実施しました。

記

過半数労働者代表	氏名：市川 潤平 選挙により決定した代表者
過半数労働者代表への 通知事項	①派遣受入事業所名：株式会社アイ・エフ・ティ ②派遣受入期間の延長 通知日：2022年2月22日
過半数労働者代表からの 意見内容	派遣受入期間の延長への同意 聴取日：2022年2月22日
意見を受けて変更した 派遣受入期間	2022年4月1日 から 2025年3月31日 まで

(注) 当該書類は前回の抵触日から3年間（2022年4月22日～2025年4月21日まで）保存し、労働者へ周知するものとする。